

DCプランナーのための情報誌

2025

第45号

企業年金 総合プランナー



特集Ⅰ

公的年金の2024年財政検証と結果の概要について

特集Ⅱ

インフレ時代の資産形成と資産活用を考える

年金増額と堅実運用、両輪で老後の安心を

厚生労働省が2024年7月に公表した公的年金の財政検証では、女性の厚生年金加入比率が高まることを織り込んだ将来の年金額の試算が示されました。

これまで年金額の基準とされてきたのは厚生年金加入の会社員の夫と、基礎年金だけの専業主婦の「モデル年金」。夫婦2人分の定額の基礎年金と夫の厚生年金の合計額は2024年度で月23万円強です。

年金財政の健全化を目指すマクロ経済スライドによる抑制で、現在の30歳が65歳になる2059年度に受給を開始する場合のモデル年金額（物価で現在の価値に割り戻した実質額）は21万3,000円と、2024年度から6%減の見通しです。

ただ実際には共働きの比率が高まり、基礎年金に加えて厚生年金も受給できる女性が増えていきます。財政検証では、例えば現在の30歳が65歳になる2059年度には、厚生年金加入が20年以上の女性の比率が71%に上昇すると試算しました。厚生年金の受給額の増加で、現在30歳の女性の平均年金額（基礎年金含む）はマクロ経済スライドの適用にもかかわらず、2024年度の9.3万円から10.7万円へ15%増える見通しです。

現在65歳の女性では7万円未満の「低年金」が25%。最も構成比が高いのは7万～10万円未満の42%です。しかし現在の30歳が受給初年度となる2059年度に低年金の比率は19%になり、構成比が最も高いのは10万～15万円未満の42%になります。男性の将来の平均年金額はあまり変わらない予想ですが、女性の年金額が増える効果で、平均的な年金額の夫婦の受給額は2059年度に合算で月25万4,000円と、現在の65歳と比べて増える見込みです。専業主婦世帯を前提とするモデル年金では、6%減だったのと対照的です。モデル年金よりこの将来試算の方が現実に近いでしょう。

厚生労働省は財政検証結果を踏まえて年金の法改正案を固め、2025年の通常国会に提出します。短時間労働者が厚生年金に加入できる対象企業を増やす「適用拡

大」が主要な改正項目の1つです。

週20時間以上勤務で月収8.8万円以上などの短時間労働者が厚生年金に加入できる企業は、2024年10月以降は従業員数51人以上に広がりました。さらに今回の改正では対象企業の人数要件だけでなく月8.8万円の収入要件も撤廃されそうです。この結果、新たに200万人の短時間労働者が厚生年金加入となる見通しです。これが実現すれば女性の年金額も夫婦の年金額もさらに増えることとなります。

財政検証が示したのは、過去に年金を巡って指摘され続けた重苦しい未来ではなく、夫婦がしっかりと働くことで、現役時代だけでなく老後の暮らしも豊かになるという明るい未来です。受給額が増える繰下げも組み合わせれば安心感はさらに深まります。

もちろん豊かな老後は年金だけでなく、堅実な資産運用を組み合わせることが重要です。運用益が非課税になる少額投資非課税制度（NISA）の大幅拡充はその有力な武器になります。

仮にNISAが昔からあり、世界全体の株式に投資する投資信託に1989年末から月3万円を投資し続けていたとしたら、2024年11月末までの累計積立額は1,260万円のところ、資産は7.4倍の9,270万円になっていました。長期、分散、積み立てという原則を守ることで、こうした安定的な資産形成が今や誰でも可能になっています。

夫婦で厚生年金加入で一生懸命働き、繰下げも加えて公的年金を増やし、さらに堅実な長期投資で自己資金も積み増す。長寿の時代だけにこうした「社会保障と資産運用の両輪をフル活用」する必要性が高まっています。

※文中の調査等の値は、第7回及び第8回年金部会の資料に基づくものです。

田村 正之（たむら まさゆき）

日本経済新聞社編集委員、社会保険労務士、日本証券アナリスト協会検定会員（CMA）、CFP®認定者。日本年金学会幹事。近著に「間違いだらけの新NISA・iDeCo活用術」。田村優之の筆名での小説で開高健賞



contents

- 02 **年金春秋** 年金増額と堅実運用、両輪で老後の安心を
田村正之/日本経済新聞社 編集委員（社会保険労務士）
- 04 **特集Ⅰ 公的年金の2024年財政検証と結果の概要について**
厚生労働省 年金局 数理課
- 10 **特集Ⅱ インフレ時代の資産形成と資産活用を考える**
横田健一/㈱ウェルスベント 代表取締役
- 16 **ブラッシュアップシリーズ**
「**公的年金**」 社会保険の適用拡大 ～社会保険の加入メリットと企業における対応～
石井真弓/社会保険労務士法人ディクシーズ 代表社員
「**企業年金（DB・DC）・個人年金（DC）**」
iDeCo+導入サポート体制の構築
船橋郁恵/社会保険労務士/1級DCプランナー
「**DC制度における投資の考え方**」
確定拠出年金の受取方法と注意点
小湊隆成/FPパーク㈱ 代表取締役
- 22 **DCブレイク** iDeCoにおける死亡一時金の受取人指定
- 23 **資格更新のご案内**

発行人 荒井 恒一
企画・編集・発行 日本商工会議所
〒105-0012 東京都港区芝大門一丁目1番30号 芝NBFタワー
URL <https://www.kentei.ne.jp/>
本誌内容に関するお問い合わせは、「お問い合わせフォーム (<https://www.jcci.or.jp/dcpform.html>)」までお願いします。
※本誌の掲載記事・写真等の無断複写・複製・転載を禁じます。

次号のお知らせ 第46号は2025年8月に発行予定です。

特集I 公的年金の2024年財政検証と 結果の概要について

厚生労働省 年金局 数理課

1 はじめに

公的年金財政の健全性を確認する財政検証は、少なくとも5年ごとに実施することが法律に定められており、2024年はその年に当たります。

本稿では、2024年7月3日第16回社会保障審議会年金部会において公表された2024年財政検証の内容とその結果について解説します。

2 財政検証とは

少子高齢化が急速に進展する中、将来の現役世代の負担を過重なものとしないうために、最終的な保険料水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、給付水準を自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）が導入されています。財政検証は、このような給付と負担の均衡を自動的に図る仕組みの下で、厚生年金及び国民年金の長期的な財政の健全性を定期的に検証する、公的年金制度における定期健康診断です。

これまでの人口動態の変化や社会経済の動向などの実績を織り込み、概ね100年という超長期の将来の年金制度の姿、収支状況やマクロ経済スライドをいつまで調整する必要があるかの見通しを一定の仮定を置いて試算していますが、将来の人口や経済の動向は不確実なものであり、長期的な見通しには限界があることから、時間の経過とともに、実績との乖離が生じることは避

けられないため、少なくとも5年ごとに最新のデータを用いて諸前提を設定し直した上で、検証を行うことが法律で定められています。

3 財政検証の前提

財政検証の諸前提について説明します。財政検証で重要な前提は、人口、労働力、経済の3つです。それぞれ、各分野の専門家が客観的に設定したものをを用いており、また、将来の仮定は、幅を持って見るために複数の前提を設定しています（図1）。

(1) 人口の前提

人口の前提は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2023年4月推計）を用いています。出生率や死亡率に関しては、出生率の低下や長寿化の実績が織り込まれており、外国人の入国超過数についても、近年の入国超過

数の増加が反映され設定されています。それぞれの特徴は以下のとおりです。

①出生率

出生率は将来の人口構成に影響を与えますが、生まれた子が被保険者になるのは約20年後であることから、年金財政に影響を与えるまで時間を要します。

②死亡率

死亡率は将来の給付に影響を与えるものです。近年、死亡率は改善を続けており、今後も改善が見込まれています。

③外国人の入国超過数

出生率と同様に将来の人口構成に影響を与えます。外国人の入国超過数は近年増加しており、直近の動向を見ると2023年に年24万人の入国超過となっています。外国人の入国超過の状況は20歳台の若年層に多いことから、出生率よりも早期に被保険者の増加に寄与することになります。

賦課方式の公的年金制度では、支え手である被保険者と年金受給者の割合が、年金財政に影響を与えることとなりますが、上記の3要素を総合的に評価すると、今回の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、前回の財政検証と比べても大きな変化はなく、人口の前提による影響は限定的となります。

なお、財政検証では、人口の変化の影響による感応度分析も行っていますが、前回財政検証までは、①出生率と②死亡率のみ複数の仮定を置いていました。今回の財政検証では、外国人の入国超過が人口に与える影響も大きなものとなってきたことも踏まえ、③外国人の入国超過数についても複数の前提で感応度分析を行っています。

(2) 労働力の前提

労働力の前提は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」（2024年3月推計）で示されている、以下の3通りのシナリオにより設定しています。

- ①成長実現・労働参加進展シナリオ（労働参加進展シナリオ）
- ②成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ（労働参加漸進シナリオ）
- ③1人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ（労働参加現状シナリオ）

近年、女性や高齢者の労働参加が進んでおり、この労働参加の進展は、厚生年金の被保険者を増加させ、年金財政にプラスの効果を与えています。

(3) 経済の前提

財政検証で用いる経済要素は、賃金上昇率、運用利回り、物価上昇率の3つで、社会保障審議会年金部会の下に設置された「年金財政における経済前提に関する専門委員会」において、経済・金融の専門家により議論され、幅広く、4つの

シナリオを設定しています。

2023年度までは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2024年1月）に準拠して設定しており、2034年度以降の長期の経済前提については、本専門委員会において成長経済学分野で20～30年の長期の期間における一国経済の成長の見込み等について推計に使う標準的な生産関数を用いて、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在的な成長力の見通しや労働力需給の見通しを踏まえ、全要素生産性（TFP）上昇率等のパラメータに基づき実質経済成長率や運用利回りの設定に用いる利潤率等を推計しています。

なお、2034年度以降の長期の経済前提の設定にあたっては、2024年4月2日の経済財政諮問会議において、内閣府より2060年度までのマクロ経済・財政・社会保障の試算が示されたことを踏まえ、この長期試算との整合性を取ることとしています。具体的には、この内閣府の長期推計で示された3つのシナリオに相当する「高成長実現ケース」、「成長型経済移行・継続ケース」、「過去30年投影ケース」に、最も低い経済成長を仮定するケースとして、労働力需給推計の1人当たりゼロ成長・労働参加現状ケースに相当する「1人当たりゼロ成長ケース」を加えた4ケースを設定しています。

経済のシナリオ設定としては、前回の財政検証の6つのケースを設定していたことと比べるとシナリオの数は簡素化されていますが、ケース設定の基軸となる全要素生産性（TFP）上昇率は1.4%～0.2%と、前回（1.3%～0.3%）よりも幅が広い経済を仮定したものとなっています。

4 財政検証の結果の概要

財政検証において継続的に公的年金の給付水準を示す指標としてモデル年金の所得代替率があります。この所得代替率の定義は、「現役男子の平均手取り収入額に対する厚生年金の標準的な年金額（夫が平均賃金で40年間厚生年金に加入した場合の老齢厚生年金と夫婦2人の老齢基礎年金を合計した額）の比率」です。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整により所得代替率は将来的に低下しますが、次の財政検証まで、つまり、5年以内に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には給付と負担の在り方について再検討し、所要の措置を講ずることが法律に規定されています。

(1) 所得代替率の見通し

足下の2024年度において所得代替率は61.2%です。5年前の前の財政検証の2019年度の所得代替率は61.7%でしたので、この5年間でマクロ経済スライドによる調整の影響によって5ポイント低下しています。なお、今回の検証結

図1 2024年財政検証の諸前提

＜社会・経済状況に関する諸前提＞
財政検証においては、将来の社会・経済状況について一定の前提を置く必要があるが、将来は不確実であるため、幅広い複数のケースを設定している。財政検証の結果についても、複数のケースを参照し幅広く解釈する必要がある。
※なお、現行制度に基づく財政検証は、令和6年10月に施行される適用拡大（企業規模要件100人超→50人超）等の影響を織り込んでいる。

＜人口の前提＞		合計特殊出生率		平均寿命		入国超過数	
2020年 (実績)	2070年	2020年 (実績)	2070年	2016～2019年 (実績の平均)	～2040年 (実績の平均)	2016～2019年 (実績の平均)	～2040年 (実績の平均)
1.33	高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13	高位：81.58 中位：87.72 低位：87.22 (余命の伸び大)	高位：84.56 中位：90.59 低位：91.94 (余命の伸び小)	16.4万人	25万人	16.4万人	16.9万人

＜労働力の前提＞		就業者数		就業率	
2022年 (実績)	2040年	2022年 (実績)	2040年	2022年 (実績)	2040年
6,724万人	労働参加進展：6,734万人 労働参加漸進：6,375万人 労働参加現状：5,768万人	60.9%	労働参加進展：66.4% 労働参加漸進：62.9% 労働参加現状：56.9%		

＜経済の前提＞		社会保険審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定（2024年4月）					
高成長実現ケース	成長型経済移行・継続ケース	成長実現シナリオ	労働参加進展シナリオ	成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ	過去30年投影ケース	1人当たりゼロ成長ケース	参考（推計結果）
1.4%	1.1%	1.1%	1.1%	0.5%	0.2%	1.6%	2.3%
2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	0.8%	0.4%	1.1%	1.8%
2.0%	1.5%	1.5%	1.5%	0.5%	0.1%	▲0.7%	0.7%
3.4%	3.2%	3.2%	3.2%	2.2%	1.4%	▲0.7%	0.1%
1.4%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.3%		

果では、5年後の2029年度における所得代替率の見通しは60.3%～59.4%と、経済前提4ケース全てで50%を上回ったため、前述の法律上の規定には該当していません。

最終的な財政均衡時の所得代替率やマクロ経済スライドの調整終了年度の見通しについては、女性や高齢者の労働参加が進化したことや、年金積立金の運用が好調だったこともあり、今回の財政検証の結果は、前回の財政検証と比べて上昇しており、以下①～③のケースでは、将来的にも所得代替率50%を確保できる見通しとなっています。この結果のとおり、経済成長と労働参加の促進が、年金の給付水準確保のためにも重要であることが分かります(図2)。

①高成長実現ケース

所得代替率56.9%、マクロ経済スライドの調整終了年度は

比例部分の調整は不要で、基礎年金の調整が2039年度までとなっています。

②成長型経済移行・継続ケース

所得代替率が57.6%、マクロ経済スライドの調整終了年度は高成長実現ケースと同じく比例部分の調整は不要で、基礎年金の調整は2037年度となっています。

※①高成長実現ケースと②成長型経済移行・継続ケースで、所得代替率が逆転していますが、この理由は、賃金を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)が逆転しているためです。

③過去30年投影ケース

所得代替率が50.4%、マクロ経済スライドの調整終了年度は報酬比例部分の調整が2026年度まで、基礎年金の調整が2057年度までとなっています。

図2 給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し(2024年財政検証) —幅広い複数ケースの経済前提における見通し—

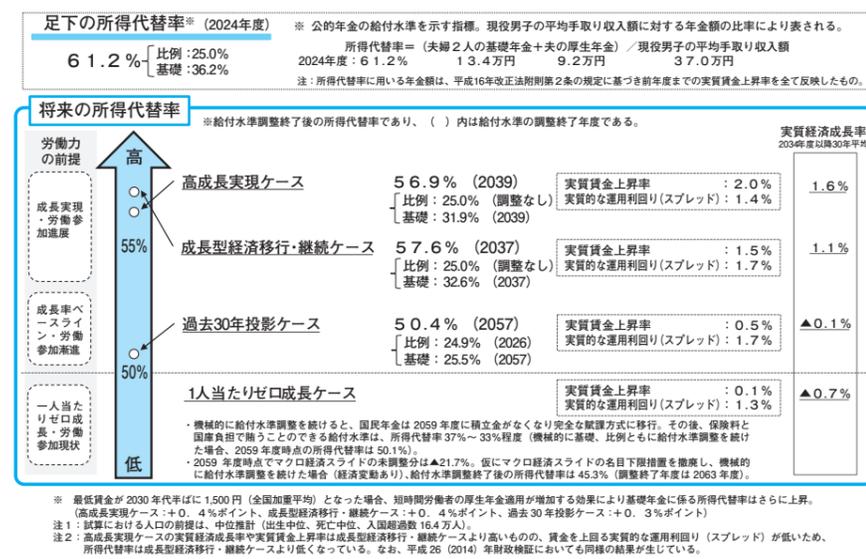
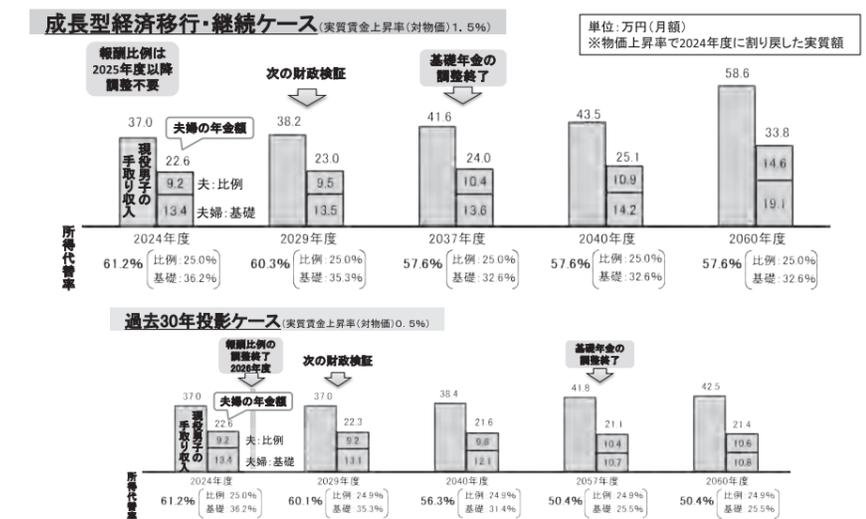


図3 所得代替率及びモデル年金の将来見通し(2024年財政検証)



※上の図は、新規裁定者の年金について表したもので、既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世帯の所得に対する比率は下がる。
※所得代替率(用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。
※試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

されていく中で、年金の購買力が将来どの程度で推移するか、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額にして示しています。

図3の上段の成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率の仮定が1.5%であり、実質賃金の上昇に伴ってモデル年金額も上昇します。報酬比例についてはマクロ経済スライドによる調整が不要であるため、実質賃金の伸びと等しく伸びています。基礎年金については、マクロ経済スライドの調整により賃金の伸びより年金額の伸びが抑えられますが、調整期間中も物価の伸びを上回って上昇し、足下の夫婦2人の基礎年金13.4万円が、調整終了時の2037年度には13.6万円と増加しています。

一方、図3の下段の低い経済成長を仮定している過去30年投影ケースでは実質賃金の伸びは0.5%であり、マクロ経済スライドによる調整期間中は、年金の実質額は低下します。報酬比例については調整が2026年度までに終了するため、その後、実質賃金の上昇に伴い年金も増加しますが、基礎年金は調整が終了する2057年度までに夫婦2人で10.7万円、1人当たりで5.3万円まで低下することが見込まれています。このケースでは所得代替率だけでなく、購買力を示す実質額で見ても基礎年金は大きく低下することが確認されており、改めて基礎年金の水準低下が大きな課題であることが確認されたところです。

5 オプション試算

財政検証の試算は、現行の年金制度を前提としたものが基本ですが、制度改正の議論に資するために一定の制度改正を仮定した「オプション試算」を、前回の2019年、前々回2014年の財政検証に引き続き実施しています。

2024年財政検証のオプション試算の内容は、社会保障審議会年金部会での議論等を踏まえ、以下の5つの項目に絞って試算を行っています。ただし、あくまで仮定のため、試算どおりに制度改正が行われるということではありません。

- (1)被用者保険の更なる適用拡大

更なる被用者保険の適用拡大を行った場合の試算です。今回は4通りの試算を行っています。それぞれ、適用拡大の対象者は以下の①～④のとおりです。いずれの場合でも、報酬比例の所得代替率への影響はない、あるいは低下するものの、基礎年金部分の所得代替率が上昇します。

①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合(対象者約90万人)

これは全世代型社会保障構築会議において早急に対応を行

うべきとされ、2024年7月1日に取りまとめが行われた働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会でも優先的に対応すべきとされたものです。所得代替率への影響は、現行制度と比べ、成長型経済移行・継続ケースで0.9%、過去30年投影ケースで1%の上昇となります。

②：①に、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(対象者約200万人)

週20時間以上の短時間労働者に対する賃金要件を撤廃した場合の対象者110万人を加えた約200万人が適用されることを想定しています。最低賃金が引き上がり、全都道府県で1,016円を超えると、週20時間働けば月8.8万円を超えるため、実質的には賃金要件撤廃と同等の効果が得られることとなります。所得代替率への影響は、現行制度と比べ、成長型経済移行・継続ケースで1.7%、過去30年投影ケースで1.4%の上昇となります。

③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(対象者約270万人)

さらに、5人未満の小規模な個人事業所についても厚生年金の適用事業所とし約270万人が適用されることを想定しています。所得代替率への影響は、現行制度と比べ、成長型経済移行・継続ケースで3.1%、過去30年投影ケースで2.7%の上昇となります。

④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(対象者約860万人)

ここまで適用拡大すれば、被用者のほぼ全ての人が厚生年金に加入することになります。所得代替率への影響は、現行制度と比べ、成長型経済移行・継続ケースで3.6%、過去30年投影ケースで5.9%の上昇となります。この場合、結果として基礎年金と報酬比例部分の調整終了年度が一致していますが、後述の(3)基礎年金のマクロ経済スライド調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)の場合と違い、今後の経済状況等が変れば、5年後の財政検証では終了年度がずれる可能性があります。

(2)基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間の延長に合わせ基礎年金を増額する仕組みとした場合の試算を行ったものです。現行制度と比べ5年間保険料の拠出期間が延びるため、所得代替率もそれに応じて40分の45倍、約7%程度上昇します。

なお、現行制度と比べ基礎年金の水準が上昇するため、基礎年金に充てられる国庫負担も増加し、最大で1.3兆円程度増加する見通しです。

(3)基礎年金のマクロ経済スライド調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)

現行のマクロ経済スライドの調整終了年度は、まず、国民年金(第1号被保険者)の財政均衡により基礎年金の調整終了年度を決定し、その基礎年金水準を所与のものとして厚生年金(第2、3号被保険者)の財政均衡により報酬比例部分の調整終了年度を決定する2段階方式となっています。これを公的年金全体の財政均衡で決定する1段階方式に変更し、基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)の調整が同時に終了するようにした場合の試算を行ったものです。試算結果からは、成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースいずれの場合でも、基礎年金部分の調整期間が短縮する効果があることがわかりました。

成長型経済移行・継続ケースでは、基礎年金と報酬比例ともに足下からマクロ経済スライドによる調整が不要となっており、所得代替率は現行制度より3.6%上昇し、足下の所得代替率61.2%が維持される見直しになっています。

また、過去30年投影ケースでは、2036年度に基礎年金と報酬比例ともにマクロ経済スライドによる給付調整が終了し、所得代替率は現行より5.8%上昇して56.2%となる見直しです。報酬比例部分の所得代替率は、現行よりマクロ経済スライドの調整が10年継続することで2%程度低下するものの、基礎年金の所得代替率の上昇は、現行よりマクロ経済スライドの調整が21年短縮され、報酬比例部分の低下を上回る7.7%上昇しています。

この仕組みは、保険料負担が現行制度と変わらず、給付に充てられる財源が、基礎年金水準の上昇に伴う国庫負担の増加を通じて全体として増加するものです。これにより、過去30年投影ケースでは、将来的に基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金額は、一部の高所得者を除き、ほぼ全ての人で上昇する見直しとなっています。

基礎年金のマクロ経済スライド調整の早期終了は、基礎年金の給付水準にプラスの効果がありますが、経済状況によって、例えば過去30年投影ケースでは、報酬比例部分は現行制度に比べて調整期間が長期化し、給付水準が低下する点には留意が必要です。

また、(2)基礎年金の拠出期間延長・給付増額と同様に現行制度と比べ基礎年金の水準が上昇するため、基礎年金に充てられる国庫負担も、成長型経済移行・継続ケースで最大約0.7兆円、過去30年投影ケースで最大で2.6兆円程度増加する見直しです。

(4)在職老齢年金制度

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の

支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)を撤廃した場合の試算を行っています。

在職老齢年金制度の仕組みを撤廃すると、一定の収入以上で働く年金受給者の給付が増え、2030年度で5200億円、2040年度で6400億円と給付が増加する見直しです。この給付増に伴い、マクロ経済スライドによる調整が長くなり、将来の所得代替率が低下します。その所得代替率への影響は0.5%低下となり、働く年金受給者の給付が増加する一方で、将来の受給世代の給付水準は低下することになります。

(5)標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額の上限は、現行の65万円であり、厚生年金被保険者の標準報酬月額の平均の2倍を基準として決定しています。この上限に該当する人は現在約6%超と多く、標準報酬月額の上限の設定のルールを見直し、上限該当者の被保険者全体に占める割合が①4%、②3%、③2%となるようにした場合の影響を試算したものです。

それぞれ、標準報酬月額の上限を65万円から①75万円、②83万円、③98万円に引き上げた場合の試算を行っており、報酬比例部分の所得代替率は、上限の引き上げ幅に応じて0.2~0.5%程度上昇する見直しとなります。

現行制度の上限に該当する人や企業の保険料負担が増加する一方で、その上限該当者の将来の年金給付の増加に加えて、年金財政にもプラスの影響があり、マクロ経済スライド調整が短縮することで全体の給付水準も上昇します。

6 年金額分布推計

2024年財政検証では、モデル年金額や所得代替率の将来見直しに加えて、初めて個々人の老齢年金の平均額や分布の将来見直し(年金額分布推計)を作成しています。これにより、従来のモデル年金では確認できなかった実態が明らかになっています。

この年金額分布推計は、将来における個々人の老齢年金額の分布状況を推計するために、2021年度末時点における、2021年度までの個々人の公的年金加入履歴を基に、65歳到達年度までの毎年度の加入制度、標準報酬等の変遷を、実績に基づいてシミュレーションすることで、個々人の65歳到達年度末時点の老齢年金額を計算しています。将来の被保険者数や厚生年金被保険者の標準報酬総額、国民年金第1号被保険者の納付月数計等については、財政検証と整合的になるよう行われており、財政検証の枠組みの中で個々人の年金額をシミュレーションした形となっています。

モデル年金は、加入期間を固定し、全ての世代で男性は厚生年金に40年間加入して、女性は第3号被保険者として40

年間加入すると仮定しています。つまり、女性には報酬比例部分の年金がない前提となっていますが、実態は女性や高齢者の労働参加は進んでおり、厚生年金被保険者の数は増加しています。厚生年金の加入期間は若い世代ほど長く、特に女性ではその延伸が大きくなっています。この労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延伸は、若年世代の年金の上昇要因、また低年金の減少要因となるもので、年金額分布推計ではこの効果を具体的に確認できたものです(図4)。

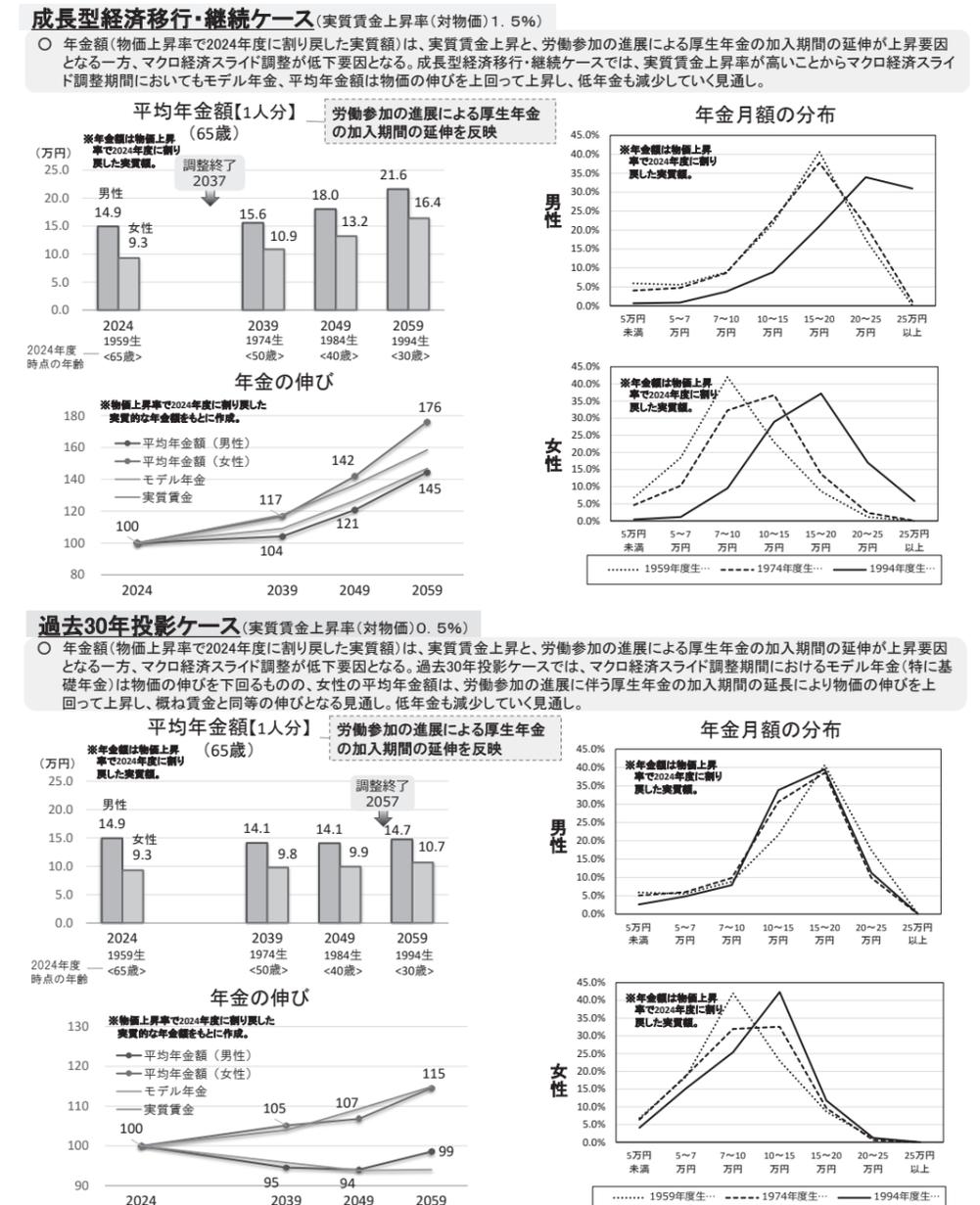
推計結果を見ると、成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースのいずれも労働参加の進展により若年世代ほど厚生年金の被保険者期間が延伸し、年金も充実するという結果になっています。特に女性でその傾向は著しく、男性の平均はモデル年金と概ね同じ伸びとなっている一方で、女性の平均はモデル年金の伸びを上回り、賃金の伸びと同じか、それを上回る伸びを見せています。

7 おわりに

今回の2024年財政検証では、女性や高齢者の労働参加の進展や年金積立金の運用が好調であったこともあり、5年前の前回財政検証結果と比べ、将来の給付水準が上昇し、最も経済成長の低い1人当たりゼロ成長ケースを除き、所得代替率50%以上を長期的に確保できることが確認されています。

しかし、基礎年金の給付水準について、報酬比例部分と比べてマクロ経済スライドの調整が長期化しており、基礎年金

図4 年金額の将来見直し(2024年財政検証 年金額分布推計)



※1 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。
 ※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。

水準の低下をどう抑えるかが課題として残っています。

オプション試算の結果をみれば、被用者保険の更なる適用拡大、基礎年金の拠出期間延長・給付増額、基礎年金のマクロ経済スライド調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)が基礎年金水準の向上に資することが確認でき、これらの事項が基礎年金水準の向上を図る上で重要な改革であることに違いありません。

社会保障審議会年金部会では、2025年の法律改正を念頭に、審議会での検討結果が議論の整理としてまとめられました。本稿が、その議論の理解の一助となれば幸いです。

特集II インフレ時代の資産形成 と資産活用を考える



ファイナンシャルプランナー
株式会社ウェルスペント 代表取締役
横田 健一 (よこた けんいち)

日本では長らくデフレが当たり前で、モノやサービスの値段は下がることはあっても、なかなか上がることはありませんでした。しかし、ここ数年で経済環境は大きく変わり、モノやサービスの値段が上昇するインフレ時代に突入しています。

本稿では、インフレ時代における資産形成や資産活用に関する基本的な考え方について、アセット・アロケーションやアセット・ロケーション、そしてインフレによる老後資金への影響にも触れながら説明します。

1 そもそもインフレとは？

長年のデフレ時代に慣れきっている日本人としては、ここ数年の物価上昇（インフレ）に戸惑っている人も多いかもしれません。しかし、世界を見渡せば、モノやサービスの価格が上昇していくインフレは至極当然のことであり、日本も本来の状態に戻りつつあると言えます。

そもそもインフレになると何が困るのでしょうか。簡単な例で考えてみましょう。1万円の現金を持っているとします。ラーメンの価格が1杯500円だったとすると、1万円の現金はラーメン20杯に交換する能力（購買力）があると言えます。しかし、インフレによりラーメンの価格が1,000円に

上昇したとしましょう。この場合、同じ1万円であっても、ラーメン10杯にしか交換できなくなる、つまり購買力が半分に低下してしまうことになります。

少し極端な例で説明していますが、1万円という金額は一切変化しなかったとしても、モノやサービスの価格が上昇することで、1万円の価値が下がってしまう、つまりお金の実質的な価値が下がってしまうことがインフレの恐ろしいところです。

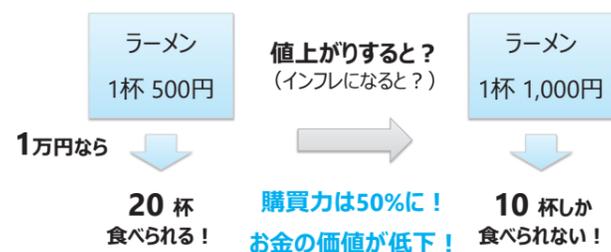
デフレの時代にはモノやサービスの価格が下がっていくため、例えば利息がつかなかったとしても、円建て元本保証の現預金のままでもそれほど困らなかったかもしれません。しかし、インフレ時代においては同じ1,000万円、2,000万円といった金額でも、現預金などのインフレに弱い資産として保有しておく、その購買力、つまり利用できる価値が低下してしまうリスクがあるのです。

2 短期的なインフレと長期的なインフレ

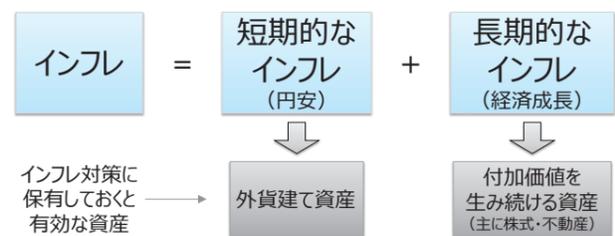
インフレは、主に円安になることで発生する短期的なインフレと、経済成長などによって持続的に発生する長期的なインフレに分けられると考えています。

短期的なインフレは、まさにここ数年で起きてきたこと

<図表1>



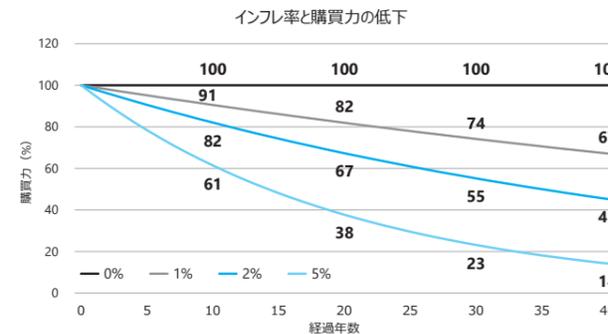
<図表2>



筆者プロフィール

野村證券株式会社勤務後、2018年1月に独立。「フツウの人にフツウの資産形成を！」というコンセプトで「資産形成ハンドブック」として情報発信や家計相談に取り組む。「ファイナンシャル・ウェルビーイング検定」監修、著書「新しいNISA かんたん最強のお金づくり」(河出書房新社)

<図表3>



で、円安になることで主に輸入物価を中心に価格が上昇していくものです。食料品、衣料品、光熱費、ガソリンなどを中心にモノやサービスの価格が上昇します。また、ガソリンなどは物流コストの上昇要因となるため、幅広くモノやサービスの価格に影響を及ぼし、人々の生活費に大きな影響を与えます。

一方、長期的なインフレは、長期的に経済が成長していくことでモノやサービスのみならず、賃金なども含めて緩やかに価格が上昇していくものです。短期的なインフレは為替の変動率に応じて、短期的に10%、20%と上昇する可能性がありますが、経済が成熟した先進国における長期的なインフレ率は2～5%程度の水準となっています。

<図表3>のグラフは、現在の購買力を100%、インフレ率(年率)を0%、1%、2%、5%として、経過年数とともに購買力がどのように低下していくかを示したものです。

インフレ率が0%、つまり物価が変動しなければ、現在の100万円は将来も100万円分の価値があります。しかし、例えば、日本銀行が政策目標としているインフレ率2%の場合だと、購買力は10年後に82%に、20年後に67%に、30年後に55%に、40年後に45%に低下してしまうことになります。つまり、手元に100万円あったとしても、20年後には、物価が上昇している(約1.48倍)ため、現在の価格で67万円分のモノやサービスとしか交換できなくなってしまうのです。

例えば、老後資金として2,000万円が必要になると考えた新社会人が、40年間かけて2,000万円を貯めるファイナンシャルプランを作成したとします。しかし、仮に、この40年間におけるインフレ率が2%だった場合、上述の通り、購買力は45%に低下していることになります。つまり、購買力

を考慮すると、現役引退時点において計算上は4,444万円(=2,000万円/0.45)準備しておく必要があるのです。さらに、現役引退後のセカンドライフにおいても、インフレ率2%が継続した場合、準備してきた老後資金を現預金の形で置いておくわけにはいきません。その後、20～30年程度かけて使っていくお金ですから、購買力を維持していくためには、最低限インフレに負けないように運用していくことが必要になるのです。

3 家計によって異なるインフレの影響

インフレと一言と言っても、家計によってその影響の受け方はさまざまです。家計によって支出の内訳は異なりますが、一般的な支出項目のうちインフレの影響を受けやすい項目としては、食料品、日用品、衣料品、光熱費、ガソリン、旅行代、家賃などが考えられます。食料品、光熱費、ガソリンなど、円安になることでタイムリーに価格が上昇するものもあれば、家賃のように、契約更新時や転居時など、数年に一回その影響が顕在化する支出もあります。家賃については、これまで一度も値上げされなかったのに、今回の契約更新では大幅な家賃アップを提示されたといった声も聞かれます。

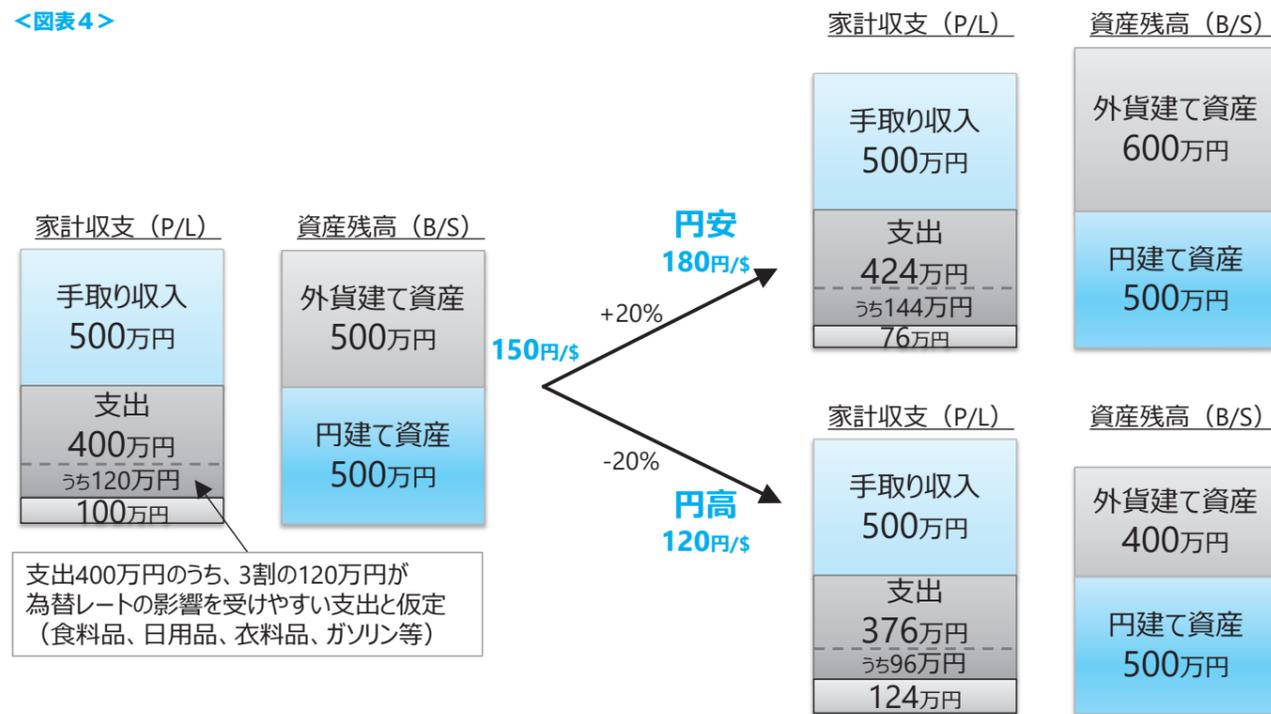
一方、住宅ローン、生命保険料や火災保険料といった支出は世の中がインフレになったからといって支払額が増えるものではありません。固定金利の住宅ローンであれば返済額は変わりませんし(変動金利の場合は、政策金利の上昇により結果的に返済額が増加していく可能性はあります)、契約期間の長い保険契約については、契約期間中に保険料が上昇することもないでしょう。

このように支出の項目によってインフレの影響を受けやすいものもあれば、受けにくいものもありますので、家計によってインフレの影響の受けやすさはさまざまです。賃貸暮らしで日常的にマイカーを手放せない世帯と、持ち家で固定金利の住宅ローンを返済しており日常の移動は公共交通機関中心という世帯では、インフレの影響度が異なるのです。各家庭でどの程度インフレの影響を受けやすい家計構造になっているか、確認しておくことが大切です。

4 外貨建て資産を組み入れた資産形成

2024年からリニューアルされたNISA(少額投資非課税制度)では、全世界株式インデックスファンドや米国株式インデックスファンドなどのグローバルな株式を対象とした低コストのインデックスファンドに人気が集中しています。こういった投資信託は、その投資対象の大半が外国株式である

<図表4>



ため、実質的には外貨建て資産と言えます（投資信託の値段である基準価額が円建てで表示されるため、稀に円建て資産と勘違いしている人も見受けられます）。

投資対象株式の株価上昇に加えて、ここ数年は大幅に円安が進んだこともあり、こういった外貨建て資産に投資してきた人たちは、大きな含み益となっている人が多いはずですが、為替が円高に振れるとその含み益が減少することになり、外貨建て資産はリスクが高いのではないかと、為替ヘッジ付きの投資信託に乗り換えた方がよいのではないかと考える人もいます。そこで、為替の変動が資産形成に与える影響について確認しておきましょう。

<図表4>の左側は、資産形成期における、ある家計の家計収支 (P/L) と資産残高 (B/S) を示しています。家計収支は手取り収入500万円、支出400万円であり、年間100万円の黒字です。ここで、支出のうち、為替レートの影響を受けやすい支出（食料品、日用品、衣料品、ガソリン等）が支出全体のうち3割を占めていたと仮定します。一方、資産の方は、円建て資産500万円（預貯金や個人向け国債など）、外貨建て資産500万円（全世界株式インデックスファンドなど）と仮定します。

この状態から為替（ここではすべて米ドルと仮定、以下同様）が1米ドル150円から180円に2割円安になったと仮定します。すると、支出のうち為替に連動する支出120万円は2割増えて144万円となり、家計収支は100万円の黒字から76万円の黒字へと悪化します。

一方、資産残高については500万円の外貨建て資産（ここではすべて米ドルに連動すると仮定、以下同様）が600万円に増えますので、いざとなったら増加した外貨建て資産を売却することで支出増を一部相殺することが可能です（この例では家計収支がまだ黒字のためその必要性はありません）。

次に、為替が円高方向に振れた場合について考えてみましょう。1米ドル150円から120円に2割円高になると、為替に連動する支出は120万円から96万円へと減少、その結果家計収支は100万円の黒字から124万円の黒字へと大きく改善することになります。

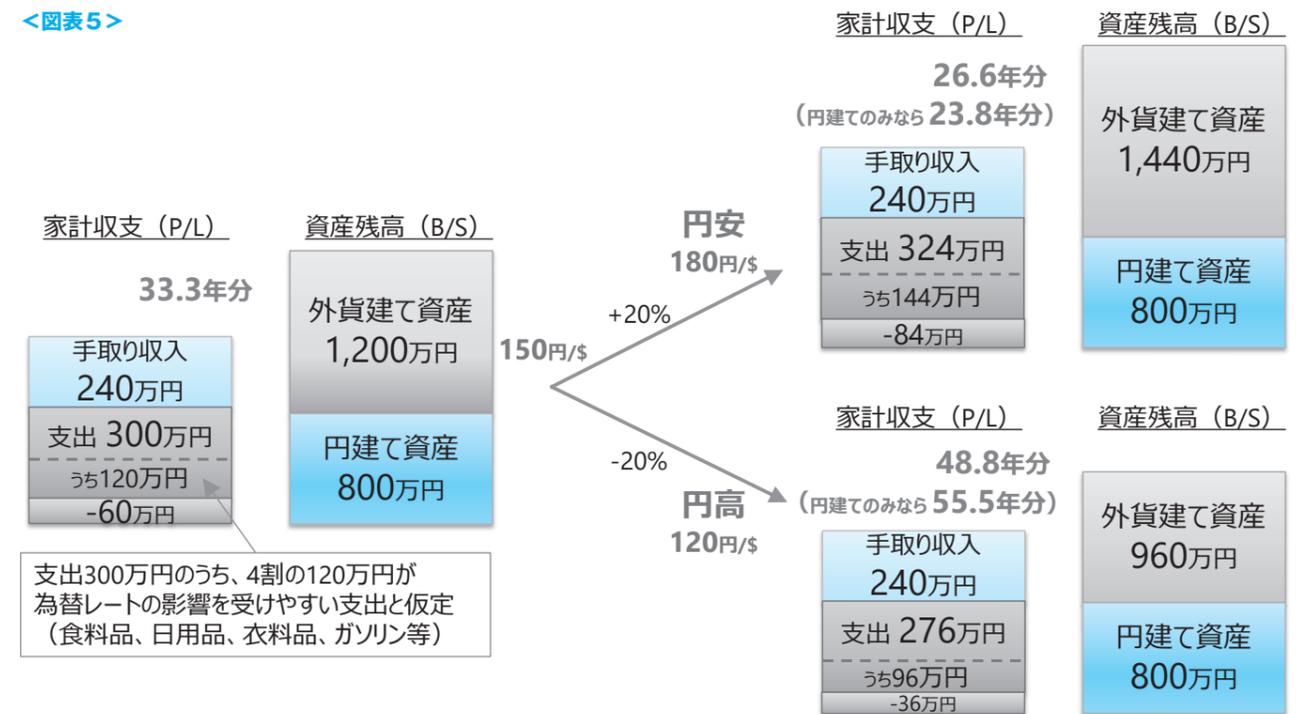
ただし、資産残高のうち、外貨建て資産500万円は400万円へと減少してしまいます。これまで投資した分については評価額が低下してしまうため残念な気持ちになるかもしれませんが、家計収支の黒字額が大きくなるため、円高になって安くなった外貨建て資産へ、より多く投資できる機会と捉えることもできるでしょう。

外貨建て資産を保有していて円高になることで評価額が低下することを恐れる人もいますが、このように考えると、少なくとも資産形成期においては、家計収支も含めて総合的に考えれば、円高によって生活が脅かされる可能性は低いといえるのではないのでしょうか。

5 外貨建て資産を組入れ続ける資産活用

次に、現役引退後の資産活用期、つまり年金収入のみと

<図表5>



なった家計における、外貨建て資産の影響を考えてみましょう。

<図表5>の左側は、現役引退後、資産活用期における、ある家計の家計収支と資産残高を示しています。家計収支は手取り収入240万円、支出300万円であり、年間60万円の赤字です。ここで、為替の影響を受けやすい支出（食料品、日用品、衣料品、ガソリン等）が支出全体のうち4割を占めていたと仮定します。一方、資産の方は、円建て資産800万円（預貯金や個人向け国債など）、外貨建て資産1,200万円（全世界株式インデックスファンドなど）と仮定します。

この状態は、単純に計算すると赤字60万円で、資産残高2,000万円ですから、年間60万円ずつ取り崩していく形になり、33.3年分（=2,000万円 / 60万円/年）の資産を保有している状態と見ることができます。

この状態から為替が1米ドル150円から180円に2割円安になったと仮定します。すると、支出のうち為替に連動する支出120万円は144万円となり、家計収支は84万円の赤字へと赤字幅が拡大することになります。

しかし、同時に、保有している外貨建て資産1,200万円は1,440万円へと増えることとなりますので、家計収支の悪化分を資産の増加が一部相殺する形となるのです。円安時の資産合計2,240万円を、赤字額84万円で割り算すると、26.6年分の資産残高に相当することが確認できます（もしすべて円建て資産だった場合は23.8年分とさらに悪化します）。

次に、円高になった場合を考えてみましょう。1米ドル

150円から120円へと円高になると、為替に連動する支出が120万円から96万円へと減少するため、家計の赤字額も60万円から36万円へ縮小します。

一方、資産残高については外貨建て資産が1,200万円から960万円へと減少します。この資産残高の減少の部分だけに注目して、円高で資産が目減りしてしまう！と恐れてしまう人も多いでしょう。しかし、購買力という観点ではどうでしょうか。資産残高合計は1,760万円へと減少してしまいましたが、同時に家計の赤字額も36万円に縮小しているため、取崩し可能年数は48.8年（=1,760万円 / 36万円/年）へと大幅に延びることになります。家計全体としての購買力はむしろ高まったといえるのではないのでしょうか。なお、この時すべてを円建て資産として保有していたら、購買力は55.5年分（=2,000万円 / 36万円/年）へとさらに大幅に延びます。

ここまでの状況をまとめると、当初33.3年分の購買力だった家計状況は、為替が2割変動した場合、外貨建て資産を組入れた場合には26.6～48.8年分、すべて円建て資産で保有していた場合で、リスクが低いのはどちらでしょうか。筆者は外貨建て資産を組入れた場合の方がリスクは低いと考えます。というのも、現役引退後の年金生活において大切なことは生活を守る、つまり購買力を維持していくことです。円建て元本保証で見た目の数字がブレなかったとしても、購

買力が為替次第でブレてしまっただけでは安定的な生活を送ることは難しくなります。一方、外貨建て資産を組入れて保有することは、円建てに換算された評価額はブレることになりますが、実質的な購買力のブレ幅はむしろ小さくすることができ、より安定的な生活を送ることができるのです。

6 価値を生む資産と価値を生まない資産

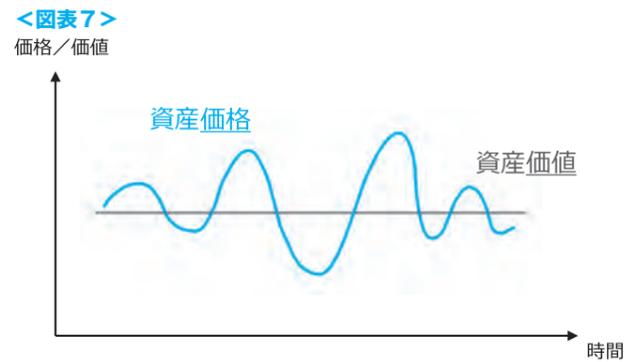
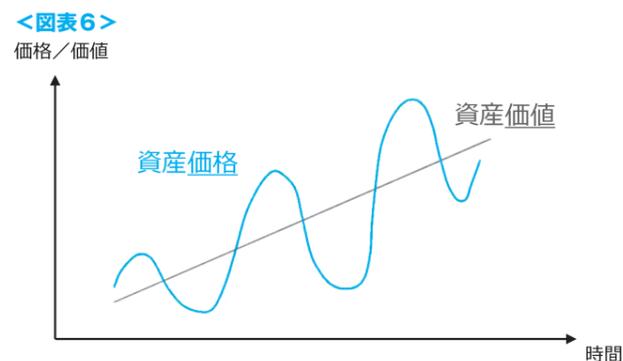
短期的なインフレ対策として外貨建て資産を組入れることの重要性を理解いただけただけではないかと思いますが、長期的なインフレ対策としてはどのようにすればよいのでしょうか。長期的なインフレ対策として保有しておくべき資産は、価値を生み続ける資産と言えます。

<図表6>は横軸に時間、縦軸に資産の価値もしくは価格を取ったグラフです。株式や不動産などの価値を生み続ける資産をイメージしてください。

株式というのは、発行会社である企業が世の中に商品やサービスを提供することで売上を上げ、費用を払い、その結果として利益を生み出します。1ヶ月や1年では必ずしも大きな利益ではないかもしれませんが、10年、20年と時間が長くなればなるほど、生み出された利益の総額は増えていくと期待できます。

一方、不動産についても同様です。不動産を保有していれば、誰かに貸し出すことで家賃収入が得られます。1ヶ月、1年といった短期間では家賃収入も限定的ですが、10年、20年と時間が長くなればなるほど、生み出される家賃収入の総額は増えていくことが期待されます。もちろん途中では退去があったり、被災したりといったリスクもありますが、長期的な期待値としてはプラスになるはずで

このように考えると、株式や不動産といった資産の価値は時間の経過とともに右肩上がりになることが期待されますが、株価や不動産価格など、資産の価格は必ずしもきれいな右肩上がりになるとは限りません。市場で取引されることで決定される資産価格は、短期的に大きく下落することもあ



ば、上昇することもあります。しかし、資産価値が増え続ける限り、資産価格も長期的には上昇していくと期待できるのです。このような価値を生む資産に投資をして保有を継続していくことで、長期的なインフレ率を上回るリターンがもたらされると期待できるわけです。なお、投資するといっても売買を繰り返すような取引を行う必要はなく、基本的に保有を継続していくことが大切であることは言うまでもありません。

<図表7>も先ほどと同様ですが、こちらは資産価値が変わらず一定になっている場合です。

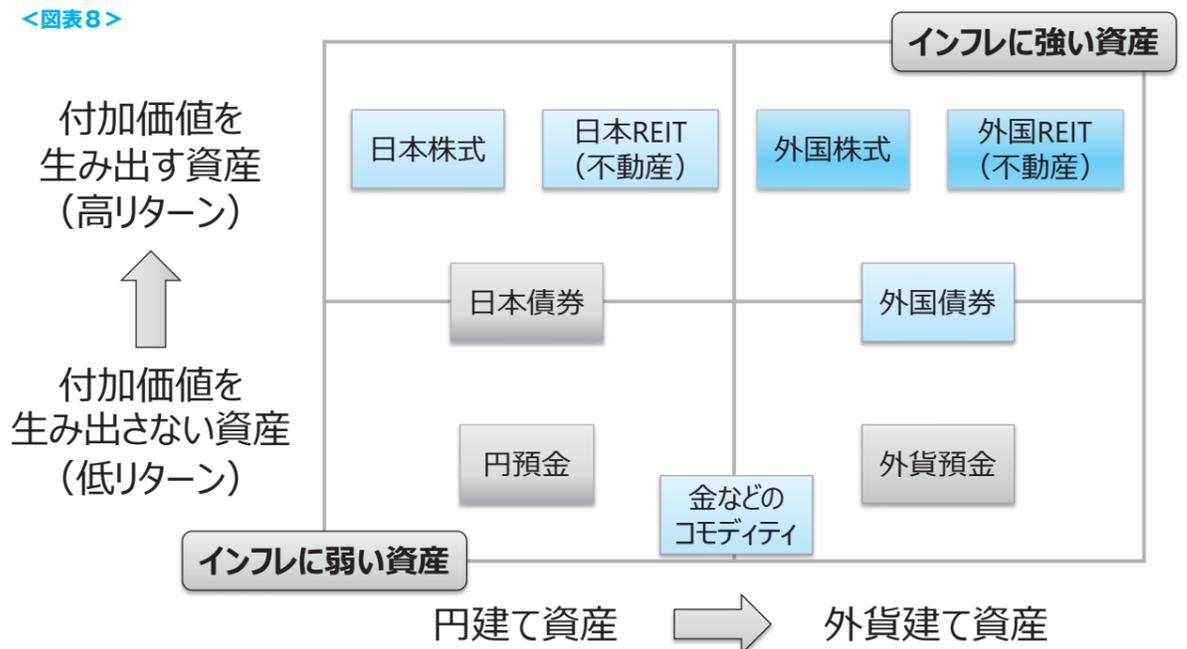
金（ゴールド）のような貴金属、原油、暗号資産といった資産をイメージしてください。例えば、金1kgを購入して保有し続けたとしても、10年経とうと、20年経とうと、金が2kgや3kgに増えることはありません。金の価値は一定で変わらないと言えるでしょう。しかし、金を買いたい人と売りたい人のバランスによって、金の取引価格は変動し、上がることもあれば、下がることもあるのです。

金はコモディティ（モノ）であるためインフレ時には値上がりしやすいと言われるますが、一方で、長期的に保有したからといって価値を生み出すわけではないため、必ずしも価格が上昇していくとは限らないと言えます。

このように考えると、長期的なインフレ対策として有効な資産は、よく言われることではありますが、株式や不動産といった価値を生み出す資産なのです。

ここで1つ大切なことは、株式や不動産だからといって必ずしも現物の形で保有する必要はないということです。株式や不動産と言うと、どうしても日本株式の個別銘柄や日本の実物不動産をイメージする人が多いのですが、投資信託を利用することで、日本のみならず海外も含めて、非常に多数の銘柄に手軽に分散投資していけばよいのです。

老後資金準備として確定拠出年金（企業型、iDeCo）を利用している人も増えていますが、株式や不動産を対象とした投資信託を積極的に組入れていくことで、長期的なインフレ対策にもつながるのです。



7 インフレ時代のアセット・アロケーション

ここまで説明してきたように、今後本格化し継続していく可能性もあるインフレ時代には、デフレ時代とは異なったアセット・アロケーション（資産配分）の必要性が高まると言えます。短期的なインフレ対策としては外貨建て資産が、長期的なインフレ対策としては付加価値を生み出す資産が有効であることを説明してきました。こういった視点から、アセットクラスごとに外貨建てかどうか、付加価値を生み出すかどうかの2つの軸で整理すると図表8のようになります。

左下が円建てかつ付加価値を生み出さない資産ということでインフレに最も弱い資産、右上が外貨建てかつ付加価値を生み出すということでインフレに最も強い資産です。インフレ時代だからといって、資産のすべてをインフレに強い資産に配分する必要はありませんが、円建て元本保証が安全でよい、という発想からは抜け出していく必要があることはしっかりと理解しておく必要があります。

これらの資産を保有するにあたっては、アセット・アロケーションと呼ばれる考え方になりますが、確定拠出年金（企業型、iDeCo）やNISAなど税制優遇のある制度を優先的に利用していくのが得策と言えるでしょう。

8 インフレによる老後資金への影響

多くの人にとって現役引退後の収入の土台は公的年金になります。勤め先によっては確定給付企業年金や企業型確定拠

出年金がある場合もあるでしょうし、iDeCoや個人年金保険などの形で老後資金を準備している人もいます。これらに加えて、NISAや預貯金などの金融資産もあります。

家計の支出がどの程度インフレの影響を受けるか確認することが大切と説明しましたが、一方で、老後の収入源についても同様にインフレに強い形になっているかどうか確認しておくことが大切です。

公的年金はマクロ経済スライドがあるものの、給付額は一定程度物価に連動する形となっています。一方で確定給付企業年金を受け取る場合、一般的にその受取額は確定しているため、インフレに応じて増えることはありません。そして、個人年金保険も給付額は決まっているはずで

このように考えると、老後生活をインフレから守っていくためには、確定拠出年金（企業型、iDeCo）やNISAなどで、インフレに強い株式や不動産を積極的に保有していくことが重要になってきます。ご自身の老後資金全体のバランスを考えながら、インフレ時代に適したアセット・アロケーションを決めていく必要性が高いと言えるでしょう。

9 最後に

現在の日本人でインフレに慣れ親しんだ人は少ないため、今後のインフレ時代においては誰もが手探りでファイナンシャルプランを作成し、実行していくこととなります。インフレ動向も確認しながら、定期的に資産の管理に取り組んでいくことが大切です。

社会保険の適用拡大 ～社会保険の加入メリットと 企業における対応～



社会保険労務士法人ディクシーズ 代表社員
石井 真弓 (いしい まゆみ)

プロフィール
2009年より社会保険労務士として業務に従事し、2014年より社会保険労務士法人ディクシーズの代表社員を務める。職場環境作りのための制度設計や規則作成などの仕組み作りを通じ、企業の発展を支える。特定社会保険労務士、東京商工会議所認定 健康経営アドバイザー。

1. はじめに

社会保険には、いわゆる「広義の社会保険＝健康保険（介護保険）・厚生年金保険・雇用保険・労災保険」と「狭義の社会保険＝健康保険（介護保険）・厚生年金保険」があり、各制度への加入要件は、保険ごとに異なります。

社会保険制度に加入することにより、様々な事情に際し必要な給付を受けることができますが、今回は、適用拡大により「狭義の社会保険」に加入した場合のメリットと、企業での適用拡大への対応について、解説したいと思います。

2. 社会保険適用拡大の内容

2020年5月に、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金制度改革関連法）が成立し、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件の引き下げなどが順次施行されてきました。

短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件は、2024年10月から従業員数51人以上となりました。従業員が少ない企業であっても、短時間労働者の社会保険への加入が義務化されることとなり、

<表>適用拡大の対象となる従業員の要件

対象	要件	2022年10月～	2024年10月～
事業所	規模	常時101人以上	常時51人以上
新たに加入対象となる短時間労働者	①労働時間	週の所定労働時間が20時間以上30時間未満 ※フルタイムで働く従業員の週所定労働時間が40時間の企業等の場合	
	②賃金	所定内賃金が8万8,000円以上（年収106万以上）	
	③雇用期間	2か月を超える見込みがある	
		④学生でないこと	

パートやアルバイトで働く人や中小企業にも大きな影響が出てきています。なお、新たに社会保険の適用拡大の対象となる従業員は<表>の通りです。

①労働時間

労働時間は、臨時に生じた残業時間を含めず、あらかじめ決まっている契約上の労働時間に応じて判断します。ただし、契約時に週の所定労働時間を20時間未満とした場合でも、実際の労働時間が2か月連続で20時間以上となり、引き続き同様の状態が続くことが見込まれる場合は、3か月目から社会保険の加入対象となります。

②賃金

所定内賃金は、毎月決まって支給する賃金のうち、基本給と手当との合計額を指します。賞与、残業代、通勤手当などは含まれません。所定内賃金がいくらであるのかを正しく把握したうえで、88,000円以上であるか否かを確認する必要があります。

③雇用期間

雇用時の契約期間が2か月以下であっても、就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が「更新される」旨または「更新される場合がある」旨が明示されている場合や、同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績があり、実態としてその雇用期間の期間を超えて使用される見込みがあると判断できる場合は、雇用期間の開始時にさかのぼって社会保険が適用されることに注意が必要です。

④学生でないこと

ここで学生とは「昼間学生」を指します。通信教育や夜間、定時制の学校に通う学生は社会保険の適用対象となります。また、卒業した後も引き続きその企業に使用されることになっている学生、休学中の学生も適用対象です。

このように、社会保険の適用対象となるか否かは、実際の働き方やいくつかの要点を踏まえて判断がされるという点に注意しましょう。

3. 社会保険適用拡大の背景

社会保険の適用拡大が進められている背景には、少子高齢化の進行や働き方の多様化といった現状があります。社会保険の適用を広げ、多くの人々が活躍しやすい環境を整えることで、少子高齢化の進行による労働力不足の解消につなげることができるでしょう。

また、現在は働き方の多様化が進み、従来の正社員中心の社会保険制度ではカバーしきれない働き方の人も増えてきています。社会保険の適用範囲を広げることで、これらの人々にも必要な保障を提供し、安心して働ける環境を整える必要があります。社会保険の適用拡大によって、様々な働き方を選択しやすくなる社会へとつながるでしょう。

さらに、制度における負担と給付のバランスが安定的に推移することも期待されます。

4. 従業員の社会保険加入メリット

実際に短時間労働者の人に話を伺うと、社会保険に加入することで保険料の負担が生じ手取りが減ることになるため、社会保険への加入に抵抗がある人も一定程度いると感じられます。

確かに社会保険に加入すると保険料負担は生じますが、その分、医療や年金の保障が充実することをしっかりと伝える必要があります。

【健康保険への加入メリット】

1) 傷病手当金の給付

私傷病休職によって給与の支給を受けられない期間の4日目から通算して最大1年6か月、給与のおよそ2/3の金額を傷病手当金として、健康保険から受給することができます。

社会保険に加入していない場合、病気やけがなどによって会社を休んだときには収入が途切れてしまいますが、社会保険に加入していると一定の給付を受けることができるため、経済的なダメージを抑えることができます。療養時の経済的な不安が軽減されることで、生活の安定が図れることは大きなメリットと言えるでしょう。

2) 出産手当金の給付

出産の日以前42日から出産の日後56日までの産休期間中、給与のおよそ2/3の金額を出産手当金として、健康保険から受給することができます。

なお、加入する健康保険組合によっては付加給付の仕組みもあるため、より手厚い保障が受けられるケースもあります。

【厚生年金保険への加入メリット】

1) 将来受け取る年金額が増える

厚生年金保険に加入することで、将来、基礎年金に加えて厚生年金を受け取ることができます。

例えば、月16万円で15年間厚生年金保険に加入した場合、将来の老齢厚生年金は年間約15万8,000円増えることになります。

2) 受けられる保障が増える

病気やけがで障害がある状態になってしまった場合には、障害基礎年金にプラスして障害厚生年金を受け取ることができます。また、万が一死亡した場合には、残された遺族が遺族厚生年金を受け取ることができるケースがあります。

公的年金には老齢給付の他に障害年金や遺族年金の給付があることを知らない人も多いのが現状です。万が一の時の給付についても、知っておくことで将来の安心につなげることができるでしょう。

そして、いわゆる「年取の壁」を意識せずに働くことができるようにな

り、自分の希望に合った選択がしやすくなることも考えられます。企業によっては、活躍の場をさらに広げることできるかもしれません。

5. 企業における適用拡大への対応

社会保険の適用拡大により、企業では保険料負担が増加するケースもあるでしょう。もちろん企業の負担は重くなりますが、従業員が社会保険に加入することで安心して働ける環境を整え、雇用契約や就業状況についても改めて見直すきっかけとすることもできます。

また、負担軽減のために利用できる助成金や支援策（例：社会保険適用促進助成金）等についても、要件を満たすことで利用できるケースがあります。申請方法や詳細な条件については、厚生労働省や労働局の公式サイトを参照するか、専門のコンサルタントに相談することをお勧めします。

社会保険適用拡大に伴い、従業員には変更点や新たに適用される社会保険制度について、十分な説明が必要です。従業員が理解しやすいように、適用開始日や手続き方法、保険料の負担額などを明確に伝えましょう。例えば、社会保険に加入する場合の手取りの変化や将来への影響などを踏まえた説明を行うことで、制度変更の重要性を理解しやすくなります。

社会保険の適用拡大では、従業員の健康や年金といった重要な保障が強化されるとともに、企業としても法的義務を適切に履行することが求められます。働く人々の生活の質を向上させ、社会全体の安定を図るための重要な取り組みです。単なる制度の改正にとどまらず、公平な社会保障制度を構築し、すべての人々が安心して働ける社会を実現していくことが期待されます。

iDeCo + 導入サポート体制の構築



社会保険労務士 / 1級DCプランナー
船橋 郁恵 (ふなはし いくえ)

プロフィール
企業におけるライフプランセミナーや人事研修等の企画・運営に携わり、同時に、企業年金コンサルタントとして、企業型確定拠出年金やiDeCo+制度等の導入支援を行っている。iDeCo+制度の魅力を広く発信し、普及推進を目指し活動中。iDeCo+普及推進研究会所属。

1. iDeCo+の普及の現状

iDeCo+（イデコプラス・中小事業主掛金納付制度）は、従業員が加入するiDeCoの掛金に中小企業の事業主が掛金をプラスして拠出することで、従業員の将来のための資産形成を支援する制度です。事業主掛金の他に費用が掛からず、制度設計によっては事務負担も比較的少なく抑えることができるため中小企業でも取り入れやすく、2018年5月の制度開始以降、多くの企業で導入されてきました。

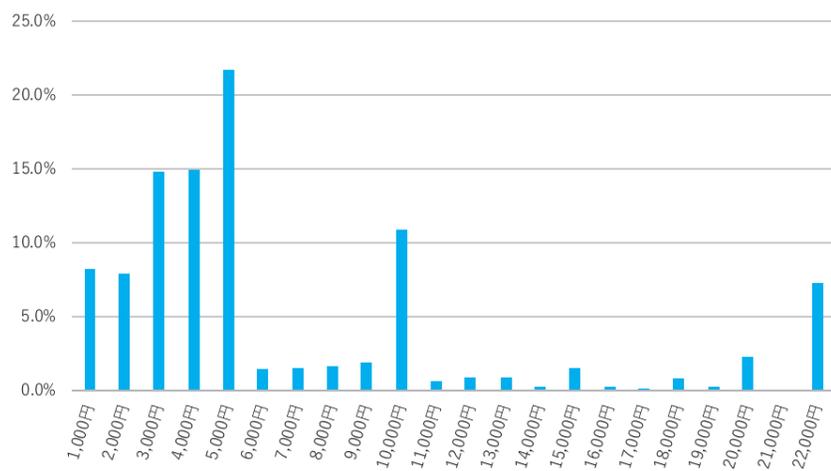
2024年11月末時点でのiDeCo+実施事業所は8,458事業所、拠出対象者は約54,000人となっています。導入企業は着実に増えてきていますが、対象となる中小企業全体における導入率はまだまだ低く、制度のさらなる普及推進が求められていると言えます。

なお、iDeCo+の導入企業における事業主掛金額の構成比率は<図表>の通りで、最も比率の高い事業主掛金額は、5,000円(21.7%)、次いで4,000円(15.0%)、3,000円(14.8%)となっています。

2. 拠出対象者の資格範囲の設定と資格ごとの事業主掛金額の設定

iDeCo+では、原則として厚生年

<図表> iDeCo+における事業主掛金額の構成比率



国民年金基金連合会資料をもとに作成 (2024年3月末時点)

金の被保険者でiDeCoに加入しているすべての従業員が、事業主掛金拠出の対象となります。ただし、「一定の勤続期間」や「職種」にもとづいた資格範囲によって、事業主掛金の拠出対象者を定めることは可能です。その他の条件にもとづいて、拠出対象者の条件を限定することは認められていません。なお、「職種」とは総合職、一般職、営業職、事務職などを指し、部長、課長などの役職は、ここで言う「職種」には該当しません。

資格範囲を一定の勤続期間にもとづいて定める場合は、いわゆる勤続年数によって、対象者を「勤続期間〇年以

上」等と設定することができます。

一方、資格範囲を一定の職種にもとづいて定める場合は、その職種に属する従業員の給与や退職金等の労働条件が、他の職種に属する従業員の労働条件と別に規定されていることが必要です。

また、iDeCo+の事業主掛金額は、原則として拠出対象者全員が同額となるよう設定しますが、拠出額についても一定の資格ごとに差を設けることが可能です。この資格には勤続期間や職種のほか、役職など労働協約または就業規則、その他これらに準ずるものにおける給与や退職金等の労働条件が異

なるなど、合理的な理由がある場合に区分する資格も含まれます。

現状では、iDeCo+導入企業全体の約7割が厚生年金被保険者全員の事業主掛金を一律で同額としており、勤続期間による資格を設定している企業が約2割、残りの約1割の企業が、職種や役職等の区分による資格を定めています。

3. 定める資格範囲ごとの届出書類

2024年12月に、iDeCo+の届出書類が改訂されました。それぞれの届出書類の記入要領なども詳しく記載されていますので、届出の際はiDeCo公式サイト「iDeCo+届出様式」を参照することで、スムーズな手続きにつなげられるでしょう。

なお、資格範囲の設定の有無とその内容によって、提出が必要な書類が異なる点には、注意が必要です。

特に、一定の職種にもとづいた資格範囲によって事業主掛金の拠出対象者を定める場合や、一定の職種及び役職等の区分によって事業主掛金額に差を設ける場合には、iDeCo+の必要書類を届け出る際に、定める資格範囲や区分ごとの労働条件が明記されている就業規則や労働協約等の写しも併せて提出し、労働条件について別に規定されていることを証明する必要があります。

iDeCo+の届出に関する質問や書類の記入方法については、イデコダイヤルで問い合わせが可能です。就業規則等の社内規定の作成や変更に関しては、国民年金基金連合会に相談することはできません。社内規定の整備が必要な場合は、iDeCo+の届出の前に完了させておくことが望まれます。社内に対応することが難しい場合は、社会保険労務士等に相談することも可

能です。

4. 中小企業における社内規定の整備の現状とiDeCo+における課題

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の意見書を添えて、所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません（労働基準法第89条、90条）。そのため、10人以上の従業員がいる企業においては、基本的に就業規則等の社内規定が整備されていますが、10人未満の従業員の企業においては、就業規則等の作成、届出が義務となっていないため、社内規定が整備されていないケースも多いのが現状です。

ただし、iDeCo+を導入する際に一定の職種にもとづいて資格範囲を定める等、対応に差を設ける場合には、従業員数が10人未満の企業であっても就業規則等を提出しなくてはならず、社内規定の整備が必要となります。そのため、就業規則等の作成がネックとなり、iDeCo+の導入をあきらめてしまったり、希望した制度設計での導入ができていなかったりするケースがあることが予想されます。

また、就業規則を作成する際には、厚生労働省のホームページに掲載されている「モデル就業規則」の規程例等を参考にすることも多いですが、社内で就業規則等の規定を整備する環境が整っていないため、各企業の状況に応じて内容を変更することが難しく、企業の実態に合わないままとなっているケースも見受けられます。このような企業においては、iDeCo+の届出の際に添付する就業規則等の内容と、

iDeCo+において定める資格の整合性が取れていないことが多く、社内規定の変更が必要なこともあるのではないかと考えられます。

iDeCo+は、企業ごとのニーズや現状によって、柔軟な制度設計ができることが魅力であるにも関わらず、希望していた設計ができずにあきらめてしまうことは、非常にもったいない状態と言えます。

5. スムーズな制度導入支援のための取組み

iDeCo+を導入する際の、就業規則等の作成や変更についての相談先として、現在iDeCo公式サイト「iDeCo+相談員」のリストが掲載されています。「iDeCo+相談員」は社会保険労務士かつ1級DCプランナーの登録者で、国民年金基金連合会の実務研修を受講しています。iDeCo+における資格の設定やそれに伴う就業規則等の作成について、相談先が無く困っている事業主や企業の担当者をサポートすることが目的です。

「iDeCo+相談員」による対応は有料となるケースもあるため、対応可能な相談内容や料金等については、各相談員に直接問い合わせいただく必要がありますが、より企業に合った制度の導入に繋がれることが期待されます。

今後、ますます中小企業への普及推進が期待されているiDeCo+ですが、資格の設定や書類の作成における作業が難しいと感じる事業主や担当者の声が、聞かれることもありました。届出書類の新書式への改訂や相談先となる専門家の紹介などのサポート体制の構築が、スムーズなiDeCo+制度導入や企業ごとのニーズに合った制度の活用に繋がっていくことが望まれます。

確定拠出年金の 受取方法と注意点

DC制度開始から20年以上が経過し、受取の相談も増えてきています。本稿では、数値例を交えながら受取の基本ルールと注意点を解説いたします。



F.P.パーク株式会社
代表取締役

小湊 隆成 (こみなと りゅうせい)

プロフィール
2003年から個人相談、セミナー講師、DC導入コンサルティング、ライフプランソフト(FP匠)の開発販売、DC受取に特化したFP向け勉強会等を開催。2級DCプランナー。

1. はじめに

確定拠出年金(以下DC)における老齢給付金の受取は、その後の生活設計や税負担等を考慮して決めることが大切です。受取について相談を受ける際に必要となる知識を整理しておきます。

2. 3つの期間

まず、DCの受取時に関係のある3つの期間を確認します。

< 2-1: 通算拠出期間 >

実際に掛金を拠出した月数の合計です。一時金受取時の退職所得控除額の計算に使用します。

< 2-2: 通算加入者等期間 >

60歳到達までの加入者および運用指図者であった期間です。受給開始可能年齢の判定に使用します。

< 2-3: 勤続年数 >

勤務先の退職一時金の退職所得控除額の計算に使用します。また、DCでは事業主掛金の返還の判定にも使用します。

3. 受取の基本ルール

受取の基本ルールについて、受取時期と受取方法に分けて整理しておきます。

< 3-1: 受取時期 >

原則60~75歳で受取申請をします。企業型年金規約で定められた資格喪失年齢が61歳以降の場合は、60歳以降の資格喪失後から受給可能になります。

(注意点) 通算加入者等期間が10年未満の場合は受給開始が61歳以降になります。また、60歳以降に初めてDCに加入した場合は加入から5年経過後に受給開始可能になります。

(相談対応のポイント) 受取時期の決め方は生活スタイルによっても変わります。「働いている間は運用を継続する」「運用状況を見ながら受取のタイミングを決める」「早く受け取り住宅ローンの繰上返済に充てる」「税負担の少ないタイミングにする」(後述)など、今後の生活スタイルを考慮することが必要です。

< 3-2: 受取方法 >

一時金受取か年金受取かを選択できます。

年金の受取期間や年間の受取回数、一時金と年金の併用可否などは規約によって異なりますので確認が必要です。

(相談対応のポイント) 受取方法の決め方は、「税金等の負担を考慮する」「現役期間と同じように定期収入となる年

金の方が安心」「運用しながら年金受取とする」など、人それぞれニーズが異なります。

このように、受取の相談では、相談者のライフプランや考え方を充分ヒアリングすることが大切です。

4. 受取時の税金等の負担

実際の相談で特に多いのが税金等の負担に関する質問です。ここでは、一時金受取と年金受取の控除や税金等のしくみについて整理しておきます。

< 4-1: 一時金受取の場合 >

退職一時金は、分離課税で退職所得として所得税・住民税の対象になります。一時金の収入額から退職所得控除額を控除し、超えた場合はその1/2が課税対象になります。退職所得控除額は、退職一時金では勤続年数から、DCでは通算拠出期間から計算します。企業型DCの場合でも勤続年数ではないので注意が必要です。

< 4-2: 年金受取の場合 >

年金で受け取る場合は雑所得として総合課税になり税金だけでなく社会保険料の対象にもなります。総合課税でするので公的年金、給与など他の所得によっても税金等の負担額は変わります。

年金受取は公的年金等控除の対象に

なりますが、他の年金がある場合には合算しますので、同じ年に公的年金や他の企業年金がある場合には、DCに対する税金等の負担は大きくなります。

(例1) 65歳単身、公的年金200万円の人、DCの年金100万円を受け取る場合、公的年金だけの場合に対して控除額が29万円増え、手取額は71万円増額となります。

一方、一時金は分離課税で控除額が大きく、社会保険料の負担もありません。そのため、手取額という点では、年金受取よりも一時金受取の方が高くなるケースが多いと思われます。

< 4-3: 組み合わせの工夫 >

DC原資が多い場合には、公的年金受取のない期間(例えば65歳まで)に一部を年金受取にすることで、年金受取部分の税金等の負担も少なく、また一時金受取の金額も減額となるため全体として負担を軽減することもできます。

5. 2つの一時金受取がある場合の課税

退職一時金とDCの一時金の受取がある場合、受取方法によって税金に大きな差が出てきます。課税計算は4パターンになりますので概要を解説します。

< A: 同じ年に受け取る場合 >

同じ年(暦年)に受け取る場合は、2つの一時金の収入金額を合算して計算します。退職所得控除額の算定の基礎となる勤続期間は、どちらか早い方からどちらか遅い方までの期間で計算します。

(例2) 勤続20年で退職金1,200万円では税金が約30万円です。同じ年に30年拠出したDC300万円を受け取ると、税額計算における勤続期間は

30年となるため、合算すると税金は0円となります。

< B: 受取期間が5年以上空く場合 >

重複期間などを考慮せず、それぞれ1つの一時金として計算します。例えば、60歳でDCを受け取り、65歳で退職金一時金を受け取る場合です。重複期間を考慮しなくて良いため税負担が少ないケースがあります。

(例3) 60歳で10年拠出したDC660万円を、65歳で30年勤続した退職一時金3,000万円を受け取る場合、税負担はDC約20万円、退職一時金約186万円で合計約206万円です。仮に、DCの受取を65歳にすると合計の税負担は約315万円になり、このケースではDCを早く受け取る方が税負担は少なくなります。

(注意点) 最初に退職一時金、次にDCを受け取る場合は、20年経過後でないBのケースの効果は得られません。受取の順番に注意が必要です。

< C: AとBの間に受け取る場合 >

受取期間が1~4年ずれているケースです。さらに、①1回目の受取時に退職所得控除額を使い切っている場合、②1回目の受取時に退職所得控除額が余っている場合で、計算方法が異なります。どちらも重複期間のみなし控除額を2回目の受取時の退職所得控除額から差し引いて計算しますが、②では1回目の期間を、金額に応じたみなし勤続年数に変更して重複期間を計算します。

< 受取タイミングの工夫や注意点 >

DCの受取を退職一時金と同じ年にしたり、翌年以降にずらしたり、工夫次第で手取額に違いが出ることがあります。ただし、それぞれの期間や金額によってもどのタイミングが良いかは異なります。また、受け取る年によっては基礎控除を使える、違う年にする

ことで税率が低くなる、また最低限の80万円の控除を使えるといったケースもあります。なお、退職一時金の課税年度は退職日の属する年、DCの課税年度は振込日の属する年です。DCは申請してから振込まで2カ月程度かかりますので注意が必要です。

6. 60歳以降のiDeCo活用

法改正により再雇用等で働く場合、最長65歳までiDeCoに加入できるようになりました。企業型DCを60歳で受け取らずにiDeCoに加入して通算拠出期間を長くすることで節税効果が得られるケースもあります。

7. NISAの活用

前記(例1)でDCを10年の年金で受け取る場合、税負担以上の運用効果を出すには年利5%程度で運用する必要があります。このケースでは、DCを一時金で受け取った後に、NISAで運用しながら取り崩すことを検討しても良いでしょう。

8. その他注意点

< 8-1: 口座管理費用等 >

受取終了まで口座管理費用や給付手数料がかかることも考慮が必要です。

< 8-2: 振込日までの価格変動 >

受取申請から振込日までの運用商品の価格変動を抑えたい場合は、申請前に元本確保型に預替をすることが必要です。

9. おわりに

今後はますます受取相談が増えてくることが想定されます。DCプランナーとして必要な知識の習得と、積極的な情報提供が大切になってくるものと思われます。

DCブレイク

～皆様から寄せられたご質問への回答より～

現在、メルマガでは確定拠出年金制度におけるご質問を募集しております。そこで皆様から寄せられたご質問と回答をご紹介します。

今回は、iDeCoに加入していた人が亡くなったとき、死亡一時金は誰がどのようにして受け取ることになるのか、また、受け取る人をあらかじめ決めておくことはできるのか、というご質問です。

【結論】

iDeCo加入者またはiDeCo加入者であった人が亡くなったときは、法令で定められた範囲の遺族が請求を行うことにより、死亡一時金を受け取ることになります。また、一定の遺族のうち、死亡一時金の受取人をあらかじめ指定することも可能です。

【解説】

確定拠出年金の死亡一時金は、企業型DC加入者又は企業型DC加入者であった者及びiDeCo加入者又はiDeCo加入者であった者で、それぞれ企業型DC又はiDeCoに個人別管理資産がある者（以下、「加入者等」という）が死亡したときに、下記の①から④に該当する遺族に対し、運営管理機関等の裁定に基づいて支給されます（確定拠出年金法第40条、第41条各号、第73条）。

- ① 配偶者（未届の場合を含む）
- ② 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって加入者等の死亡の当時、主として加入者等の収入によって生計を維持していたもの
- ③ ②に該当する者のほか、加入者等の死亡の当時、主として加入者等の収入によって生計を維持していた親族
- ④ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって②に該当しないもの

死亡一時金を受け取ることができる遺族の順位は、原則「①→②→③→④」の順で、②、④に該当する場合には、「子→父母→孫→祖父母及び兄弟姉妹」の順となります（確定拠出

年金法第41条第1項、第2項）。

該当する遺族が死亡一時金の請求を行う際は、請求者及び加入者等の情報やその関係等を記載した裁定請求書に、必要な書類を添付して運営管理機関に提出します。そして、請求日以後、加入者等の個人別管理資産がすべて現金化された日の個人別管理資産額が、死亡一時金の給付額となります。

また、死亡一時金の受取人をあらかじめ決めておきたい場合は、加入者等が事前に受取人を指定してその旨を運営管理機関に表示することで、指定が可能となります。ただし、誰でも受取人とすることができるわけではありません。受取人として指定できるのは、配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹の範囲となります。

なお、加入者等の死亡後、5年間裁定請求がない場合は死亡一時金を受け取ることができる遺族がいらないものとみなされ、確定拠出年金の死亡一時金として受け取ることができなくなってしまうので、期限には注意が必要です（死亡した人の相続財産とみなされます）。

自分自身に万が一のことがあった場合に受けられる給付や手続きについての問合せ先などを、家族などに事前に伝えておくことが大切です。あらかじめ受取人を指定したい場合など、加入者等の希望を踏まえて適切なアドバイスができると思います。

回答者：メルマガジン「DCPのための法令 再確認！」担当

資格更新のご案内

DCプランナー（企業年金総合プランナー）資格の有効期間は2年間です。2024年度の更新対象者は、期限までに資格の更新手続きをお取りください。この手続きを行わない場合、登録している1級または2級資格が失効しますので、ご注意ください。

■資格更新が必要な方

2024年度の資格更新対象者（資格の有効期限が2025年3月31日の方）は、以下の登録番号の方です。具体的な手続き方法につきましては、対象となる全ての方に対してご案内文書を9月下旬にメールおよび郵便にて送付しております。また、検定ホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。



※資格更新対象年度ではない登録者の方からの更新手続きはお受けできませんので、ご注意ください。

※資格の有効期限までに更新手続きを行わなかった場合、DCプランナー資格の登録は失効となり、2025年4月1日以降、名刺等に資格名を記載できなくなりますのでご注意ください。

■資格の更新要件

1級または2級DCプランナー資格を更新するためには、資格の有効期限までに、「資格更新通信教育講座」または「資格更新研修会（1級のみ）」を受講し修了することが必要となります。

今年度資格更新者の更新後の資格の有効期間は、2025年4月1日から2027年3月31日までの2年間です。それ以降も2年ごとの更新となります。

資格の更新制度に関するお問い合わせは、以下のフォームからご連絡ください。

【お問い合わせフォーム】

<https://www.jcci.or.jp/dcpform.html>

2024年度更新対象者

●1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 200203-01-***** | ② 200209-01-***** |
| ③ 200403-01-***** | ④ 200409-01-***** |
| ⑤ 200603-01-***** | ⑥ 200609-01-***** |
| ⑦ 200809-01-***** | ⑧ 201010-01-***** |
| ⑨ 201301-01-***** | ⑩ 201501-01-***** |
| ⑪ 201701-01-***** | ⑫ 201901-01-***** |
| ⑬ 202101-01-***** | ⑭ 2022△△-01-***** |
| ⑮ 2023◇◇-01-***** | |

※5桁の「*****」は、個人番号のため、個人により異なります。
※△△には、「04」～「12」のいずれかが入ります。
※◇◇には、「01」～「03」のいずれかが入ります。

●2級DCプランナー（企業年金総合プランナー）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 200203-02-***** | ② 200209-02-***** |
| ③ 200403-02-***** | ④ 200409-02-***** |
| ⑤ 200603-02-***** | ⑥ 200609-02-***** |
| ⑦ 200809-02-***** | ⑧ 201010-02-***** |
| ⑨ 201209-02-***** | ⑩ 201409-02-***** |
| ⑪ 201609-02-***** | ⑫ 201809-02-***** |
| ⑬ 202009-02-***** | ⑭ 2022△△-02-***** |
| ⑮ 2023◇◇-02-***** | |

※5桁の「*****」は、個人番号のため、個人により異なります。
※△△には、「04」～「12」のいずれかが入ります。
※◇◇には、「01」～「03」のいずれかが入ります。

住所・氏名など登録内容の変更手続きについて

DCプランナー資格登録者の方で、登録内容（住所、氏名、勤務先、メールアドレスなど）に変更が生じた場合は、商工会議所検定ホームページ（右下の二次元コードをご参照）にアクセスの上、登録内容の変更手続きを行ってください。

なお、登録内容のうち、資格の有効期限・登録番号などが不明な場合は、下記の「検定支援センター」までお問い合わせください。

検定ホームページ



《資格の登録内容・住所変更などに関するお問い合わせ先》

検定支援センター DCプランナー資格登録係

T E L : 03-5460-8843 (受付時間 平日9:00～17:30 [12:00～13:00を除く])

F A X : 03-5460-8842

E-Mail : kentei@msa.biglobe.ne.jp

日本商工会議所では、DCプランナー（企業年金総合プランナー）として活躍される皆さまへの支援の一つとして、参考となる書籍の紹介や情報の提供を行っています。



『人生の第3ステージへ！
ライフプランを考えよう』
(令和7年度版)

A4判・80ページ
定価：990円(税込)



『DCプランナー実務必携』
(2024年度版)

A5判・400ページ
定価：4,180円(税込)



『未来のお金をまるっと見える化！
キャッシュフロー表作成ブック』
(令和7年度版)

A4判・77ページ
定価：990円(税込)

書籍の内容・購入に関するお問い合わせはこちら



情報提供サービスなどのご案内

2024年12月末現在で1級または2級資格を登録されている方の合計は、4,702人(1級:2,420人、2級:2,282人)です。日本商工会議所では、資格登録された方に対し、以下の情報提供サービスなどを行っています。

■メールマガジン

……原則として毎月2回(1日と15日頃) 配信

年金・退職金に関する最新情報をはじめ、実務に役立つデータやDCプランナーによる勉強会、コラムなどの情報を掲載しています。

■情報誌『企業年金総合プランナー』

……原則として年2回(8月と2月)発行

年金・退職金に関する最新情報をはじめ、退職・年金制度の改革事例や法令などの動向、DCプランナーの活動状況、書籍紹介、各データ、コラムなどを掲載しています。

■その他

1級または2級の資格更新を希望される方を対象に通信教育講座や研修会(1級のみ)を実施し、知識のブラッシュアップを図るためのサポートを行っています。また、必要に応じて、実務的な内容のセミナーなどを開催しています。

■「DCプランナー専用サイト」リニューアルにともなう再登録のお願い

日本商工会議所では、2024年9月に、皆さまへの情報提供を行うほか、皆さまが各種申請手続きやお支払いなどを行うことができる「DCプランナー専用サイト(以下、専用サイト)」を、リニューアルいたしました。

今回のリニューアルは、セキュリティの強化を目的に実施したのですが、システムの関係上、旧専用サイトでの登録情報を引き継ぐことができないため、お手数をお掛けして誠に恐縮ですが、リニューアル前にご登録いただいていた方におかれましては、改めてご登録(メールアドレスや、資格者情報の登録)の手続きを行ってくださいますようお願い申し上げます。

DCプランナー
専用サイト

